

平成 30 年度 移住定住シティプロモーション推進事業支援業務 委託仕様書

1 事業名 若者によるソーシャルネットワークを活用した情報発信事業

2 事業目的

- ・本市における長期的な人口や経済の安定を図るため、市外在住者にまちの魅力をPRすることで津山市の知名度の向上、移住・定住を推進すること。
- ・津山に暮らす住民自らが情報を発信できる仕組みづくりを通して、市民による「ふるさと津山」の誇りの醸成（インナープロモーション）を行うこと。
- ・SNSによる情報発信等により、本市出身者らのUターン、そして本市の魅力を感じた市外在住者のIターンやJターンの促進につなげること。

3 事業概要

市内の高校（津山高等学校、津山商業高等学校、津山工業高等学校、津山東高等学校、美作高等学校、作陽高等学校）に通う生徒の参加のもと、SNSを活用した情報発信を行い、一定のルールにより競い合う仕組みを作る（希望があれば津山高等専門学校及び美作大学の参画も可）。SNSを使って若者ならではの視点で津山の魅力を発信し、市外における本市の知名度や魅力度を向上させ、ひいては郷土への思いの醸成につなげることでできる事業にする。

また効果的な情報発信を行ったグループには表彰を行う。表彰式を行って優秀なグループをたたえるとともに、それ以外のチームが「負けて悔しい」と対抗意識を持ち、次年度以降の参加に意欲を注ぐことができるような内容とする（別紙2）。

4 委託期間 契約締結日から平成31年3月15日（金）

5 委託上限額 9,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

6 委託業務内容

下記の通り、上記事業の全般的な実施運営を行う（資料4）。なお、業務実施にあたっては、本市及び本市の「移住定住シティプロモーション・アドバイザー」（森本登志男氏、資料3）と協議しながら進めること。

①業務内容の具体的な企画立案と実施運営

上記事業の具体案の立案から実施、表彰式に至るまでの事業全般の運営を行うこと。

ポイント 目的を達成するために、ルール作りや表彰のあり方、参加及び情報発信を促すインセンティブ、「お題目」の具体的内容、そのほか炎上対策など企画を効果的にするために業務として実施できる内容を提案すること。
※各高校への参加の働きかけについては本市も行うが、高校生への効果的な告知方法も提案に含めること。

②ホームページの制作

企画趣旨の解説ページ、高校生等の各グループがエントリーするフォーム、参加者への「お題目」提示、中間・最終結果発表などモニタリングを行うことができる機能を有すること。

ポイント 若者が参加したくなる、参加者が情報発信を促される、また参加者以外にも関心を持たれるような構成・デザインとすること。そのほか企画を効果的にするために必要な項目があれば提案すること。運営も行う。
※ホームページサーバーは受託業者が調達すること（レンタルサーバを含む）

③企画自体の話題化

各メディアを活用することで、本企画の市内及び全国からの注目度をアップさせ、SNS上のさらなる拡散を促すこと。

ポイント 有料無料を問わず、メディアへ働き掛けてテレビ番組や新聞、雑誌、ウェブ記事等で紹介してもらいSNSの拡散のために効果的なPR方法を提案すること。

④本企画で得られた情報の移住定住施策への活用

SNSを通したコミュニケーション情報を本市の移住定住施策に活用すること。

ポイント 参加者からの情報発信の内容や、その情報に対する「いいね」やリツイート、コメントなど企画の成果を移住定住施策に活用する具体的方法を提案すること。

7 納品物・納期・納品場所

下記のを津山市総合企画部秘書広報室（津山市山北520番地）に納品すること。

- (1) ホームページ等、本事業で制作したクリエイティブのデータ
- (2) 本企画で得られたSNS上の情報の集計データ
- (3) そのほか本事業に係る成果物で市が指定する物

8 その他、業務遂行上の留意点

- (1) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。ただし目的達成のため、予算の範囲内において、本仕様書以外の考えがあれば提案すること。
- (2) 受託者は、業務の実施にあたって、関係法令及び条例を順守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。
- (3) 受託者は、本業務に十分な経験と知識を有する者を配置すること。
- (4) 受託者は、業務の実施にあたって、逐次、事務局及び各部と打ち合わせを行い、情報共有を行うこと。
- (5) 受託者は、本委託業務を第三者に委託してはならない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、市事務局と協議のうえ、許可を受けること。
- (6) 企画提案書等の取り扱いについて
 - ①市に提出された企画提案書等について、業務を受託した業者またはその著作者は内容の全部または一部を市が無償で使用（複製、転記、転写又は修正）することに同意するものとする。
 - ②市に提出された企画提案書等の所有権は、市に無償で移転するものとする。
- (7) 成果物の著作権等について
 - ①本事業の一切の成果物に関するすべての著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）は、原則、納品を行った時点で市に移転するものとする。
 - ②本事業の一切の成果物に関するすべての著作者人格権を行使しないものとする。受託者が著作者と異なる場合には著作者人格権を著作者に行使させないものとする。
 - ③そのほか、著作権及び著作者人格権の在り方について、上記に該当しない取り扱いを行う場合には、市事務局と協議のうえ決定すること。
- (8) 受託者は、本業務により得られた資料、情報等を本市の許可なく公表、貸与、使用、複写又は、漏洩してはならない。
- (9) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による不良個所が発見された場合、すみやかに必要な訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに係る経費は受託者の負担とする。
- (10) 業務に必要な資料及びデータ等で津山市が所有している提供可能なものは貸与するが、業務完了後、すみやかに返却すること。
- (11) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合には、速やかに本市と協議の上、適切に実施すること。